14　第五条第二項第七号及び第六条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第五条第二項第七号に掲げるその他Ｔｉｅｒ1資本不足額は、第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額からその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

二　第六条第二項第五号に掲げるＴｉｅｒ2資本不足額は、第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額からＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

第九条第一項中「次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号ニに係る部分に限る。）にかかわらず、第二条の算式」を「次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式」に改め、「（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。第二十一条第一項において同じ。）」を削り、「当該関連法人等」を「当該金融業務を営む関連法人等」に改め、同項第一号中「（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）」を削り、同項第四号中「当該銀行持株会社が」を「当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行持株会社が」に、「契約等」を「契約その他これに類するもの（第二十一条第一項第四号において「契約等」という。）」に改める。

第十条第一項中「第二条の算式」を「第二条各号の算式」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

第十条第二項第一号を次のように改める。

一　第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合　次に定めるもの

イ　個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産（第百五十六条第二項に規定する資産をいう。第二十二条第二項第一号及び第百三十条第一号において同じ。）に対して計上されているものに限る。）

ロ　特定海外債権引当勘定

ハ　支払承諾見返勘定

ニ　派生商品取引に係る資産

ホ　有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ　自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、その他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又はＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト　第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

第十条第二項第二号中「第二条の算式」を「第二条各号の算式」に、「前号」を「前号イからトまで」に改め、同条第三項中「銀行持株会社及びその子会社は」を「第一項の規定にかかわらず」に、「次の各号に定めるもの」を「次に掲げるもの」に改める。

第十一条中「第二条の算式」を「第二条各号の算式」に改め、「負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」の下に「（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）」を加える。

第十二条中「第二条の算式」を「第二条各号の算式」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額」に、「第二条に定める算式」を「第二条各号の算式」に改め、同条第三項中「第二条に定める算式」を「第二条各号の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第二条に定める算式」を「第二条各号の算式」に、「、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額」を「並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額」に、「第六条第一項第三号」を「第七条第一項第八号」に改め、同条第六項中「第二条に定める算式」を「第二条各号の算式」に、「、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額」を「並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　国内基準

第十四条中「連結自己資本比率基準（次条において「第二基準」という。）」を「自己資本比率基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）」に改める。

第十五条中「第二基準」を「連結自己資本比率」に改める。

第十七条第一項中「その他有価証券評価差損」の下に「（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第二十二条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を加え、同項第一号中「のれんに相当する額」の下に「（正の値である場合に限る。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「営業権」の下に「（のれんを除く。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「無形固定資産」の下に「（のれんを除く。第二十二条第二項第一号において同じ。）」を、「相当する額」の下に「（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。同号において同じ。）」を加え、同条第二項中「海外特別目的会社」を「専ら当該銀行持株会社及びその子会社の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）」に改め、同条第六項中「純額」の下に「（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第二十二条第二項第一号において同じ。）」を加える。

第二十条第一項第一号を次のように改める。

一　他の銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社又はその他の金融機関（以下この条及び第二十条において「銀行持株会社等」という。）の連結自己資本比率又は自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の銀行持株会社等の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の銀行持株会社等の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の銀行持株会社等の資本調達手段」という。）の額

第二十条第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第二十条第一項第五号及び第六号を削る。